長野市営住宅の家賃の算定誤りについて

令和８年３月 12 日
長野県住宅供給公社

当公社が長野市から委託を受けている市営住宅の家賃の算定において誤りがあったことが判明いたしました。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

１　概　要

長野市営住宅の令和７年度家賃（令和６年度算定分）及び令和５年度から令和３年度家賃（令和４年度から令和２年度算定分）について、公営住宅法に基づく控除の適用漏れなどにより、家賃が過小又は過大に算定していました。

２　原　因

長野市営住宅の家賃算定業務は、当公社が長野市から委託を受けておりますが、控除項目等の入力漏れなど、収入認定において誤った数値を住宅管理システムに登録していました。

当公社では、住宅管理システムへの入力誤りを防止するため、控除額等を算出する職員と入力する職員を分け、複数人で確認のうえ家賃算定業務を行っていましたが、双方における確認漏れなどにより算定誤りが生じました。

３　内　訳

（１）過小家賃算定　９件　総額　2,041,200 円

（２）過大家賃算定　８件　総額　　685,200 円

※令和８年度家賃（令和７年度算定分）及び令和６年度家賃（令和５年度算定分）については、誤りはありませんでした。

４　再発防止対策

家賃算定に関する業務の作業手順を改めて検証し、今後、このような事態が生じないようチェック体制を強化してまいります。（チェック回数の増、チェック担当者の明確化、人員の効果的な配置など）

また、業務に当たる際は、注意事項の確認など徹底しミスを防ぐ体制を整えるとともに、研修会等を開催し、再発防止に努めてまいります。

５　本件に関する問い合わせ先

長野県住宅供給公社住宅管理部
（部長）　中島　忠彦　　（課長）池内　聡
電話：026 - 227 - 2322